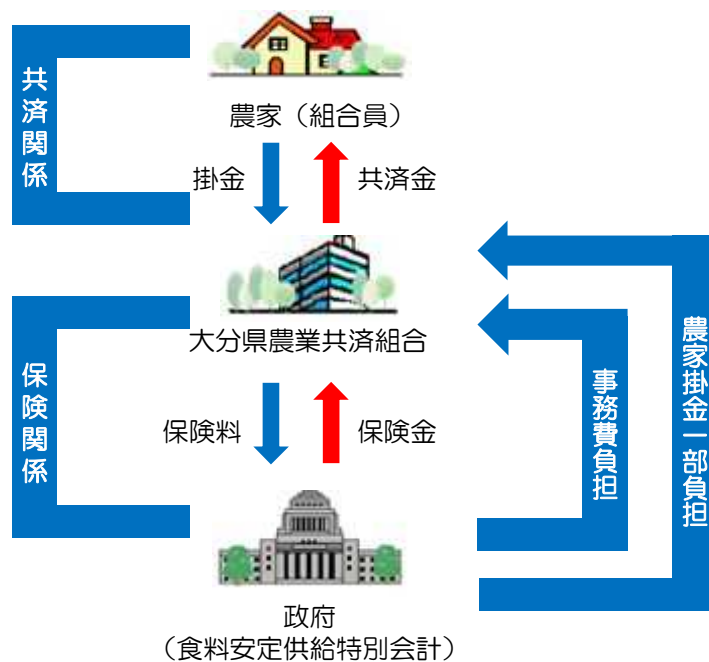


# 農業共済制度の概要

- 農業共済制度は、農家の助け合いを基礎に、国の農業災害対策として実施されている公的保険制度。
- 制度は、農業共済組合、農業共済組合連合会と国が、保険関係となることで、全国的に危険を分散。

## 制度の運営組織（特定組合）



## 事業の種類と対象としている農作物等（大分県）

共済	事業の種類	共済目的（制度の対象作物等）
制度共済	農作物共済	水稲、麦
	家畜共済	牛及び牛の胎児、馬、豚
	果樹共済	うんしゅうみかん、指定かんきつ（清見、セミノール、ぼんかん） ぶどう、なし、くり、キウイフルーツ
	畑作物共済	大豆
	園芸施設共済	ガラス室、プラスチックハウス（附帯施設、施設内農作物を含む）
任意共済（※1）	建物共済	農家建物（家具類を含む）
	農機具共済	農機具

（※1）任意共済（建物共済・農機具共済）は、政府との保険関係はなく国庫の共済掛金負担等の助成措置はありません。

## 対象となる事故と制度の仕組み

- 風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因による災害、火災、病虫害、鳥獣害など。
- 農業共済制度は、農家が掛金を出し合って共同準備財産をつくり、災害が発生したときに共済金の支払いを受けて農業経営を守るといふ、農家の自主的な相互救済を基本とし、これを保険のシステムにより全国に危険分散することとしている。
- 被害に遭った農家が、安心して農業経営が行えるよう、セーフティーネットとしての役割を担っている。